SDGs 未来都市
なんと

公共施設使用料の見直しに関する住民説明会

令和8年9月28日／29日

SDGs 未来都市
なんと

次第

1　開会あいさつ

2　南砺市の現状

3　公共施設使用料の見直し案

4　見直しのポイント

（１）時間単位予約の導入

（２）新しい減免基準と経過措置

（３）市民優先のための取り組み

5　今後のスケジュール

6　質疑応答

次第

1　開会あいさつ

2　南砺市の現状

3　公共施設使用料の見直し案

4　見直しのポイント

（１）時間単位予約の導入

（２）新しい減免基準と経過措置

（３）市民優先のための取り組み

5　今後のスケジュール

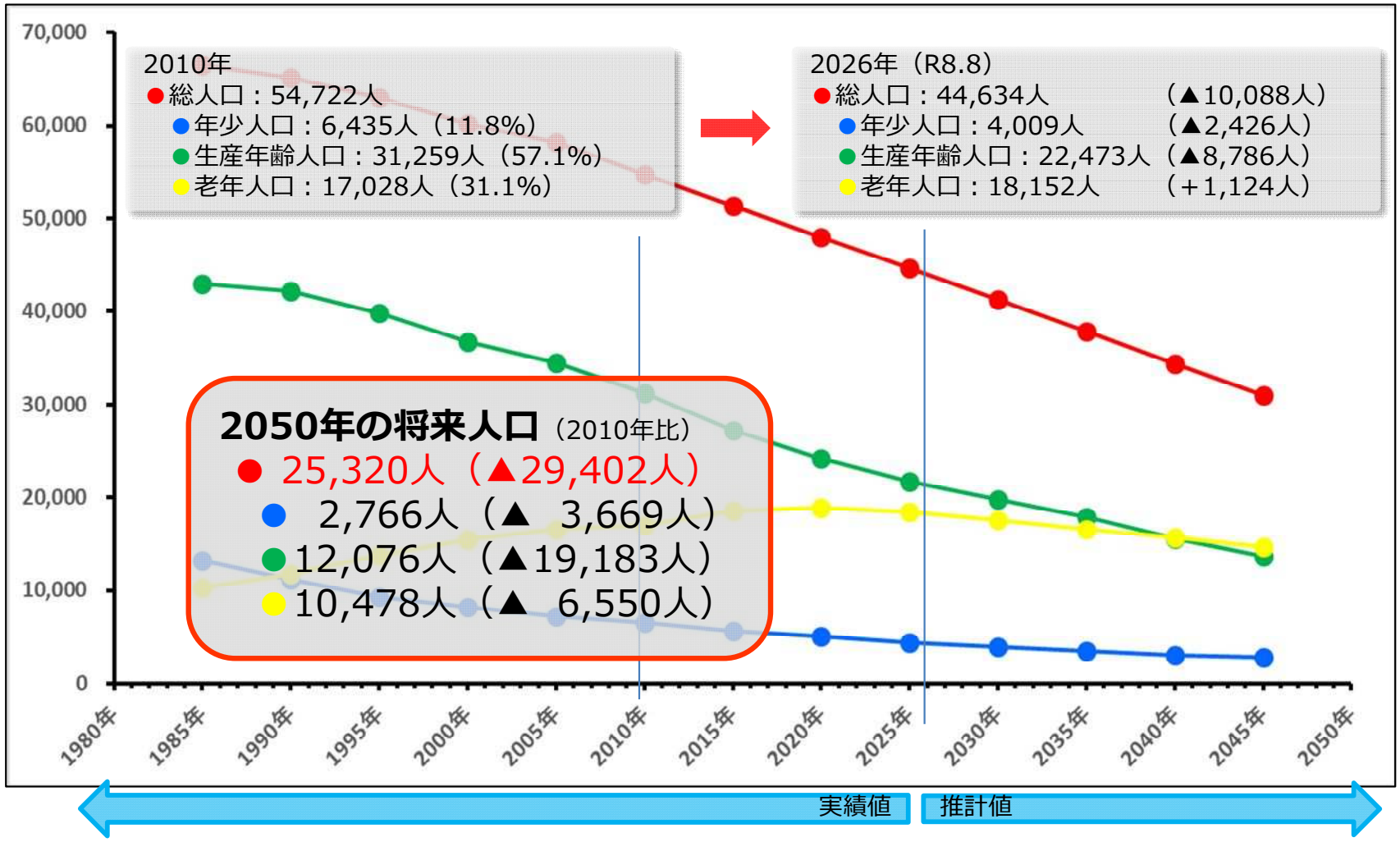
6　質疑応答

SDGs 未来都市
なんと

2　南砺市の現状

（１）年間約630人のペースで進む人口減少

南砺市の人口推移と将来人口予測



出典：国勢調査（実績値H27.R2）、富山県人口異動調査、
社人研推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

２　南砺市の現状

（２）厳しい財政状況

３０年間の収支総額と単年度の収支総額

	歳入―歳出 （30年）	歳入―歳出 （1年あたり）
第２次南砺市公共施設再編計画《改訂版》	5億円	0.1億円
R6シミュレーション結果	▲309億円	▲10.3億円

令和6年度に実施した財政シミュレーションは、再編対象施設の耐用年数を2割延長、大規模修繕を実施しない、道路インフラの更新等は現状どおりという条件で算出し、収支差額は30年間で▲309億円、1年あたり▲10.3億円という試算結果となっている。

大規模改修を行わず、「民間所有等に移行（維持しない）」とした施設は期限までに再編完了という前提が置かれていることから、極めて厳しい状況となっている。公共施設の適正な配置を目指して着実な取組みを進めるほか、ネーミングライツや壁面公告を活用した「稼ぐ」仕組みづくり、公共施設使用料の見直し等の取り組みが必要である。

2　南砺市の現状

（３）公共施設の利用者数と維持管理経費の推移

①体育館　（9施設）

井波社会体育館、福野体育館、福光体育館 など

（平成27度から平成29年度の平均）

・年間利用者数	31万人	
・年間維持管理経費	1億58万円	**（経費約324円/人）**
・年間使用料等	1,459万円	**（使用料約47円/人）**

・利用者減
・経費増加

（令和4年度から令和６年度の平均）

・年間利用者数	26.6万人	
・年間維持管理経費	1億1,364万円	**（経費約427円/人）**
・年間使用料等	1,775万円	**（使用料約67円/人）**

差額360円/人を市が負担

2　南砺市の現状

（３）公共施設の利用者数と維持管理経費の推移
②文化センター　（8施設）
じょうはな座、井波総合文化センターなど

（平成27度から平成29年度の平均）

・年間利用者数	16.5万人	
・年間維持管理経費	1億9,242万円	**（経費約1,163円/人）**
・年間使用料等	2,790万円	**（使用料約169円/人）**

・利用者減
・経費増加

（令和4年度から令和６年度の平均）

・年間利用者数	14万人	
・年間維持管理経費	2億3,089万円	**（経費約1,649円/人）**
・年間使用料等	3,022万円	**（使用料約216円/人）**

差額1,433円/人を市が負担

2　南砺市の現状

（４）類似施設間の使用料体系が不均衡

施設区分	部屋区分	使用料（1時間当たり）
施設A	和室（**21㎡**）	310円
施設B	和室（**62㎡**）	310円

面積が約3倍なのに同料金

施設区分	部屋区分	使用料（1時間当たり）
施設C	ホール（156㎡）	**420円**
施設D	ホール（190㎡）	**1,360円**

面積が約1.2倍で、料金は約3倍

施設区分	部屋区分	使用料（1時間当たり）
施設E	楽屋（33㎡）	**260円**
施設F	楽屋（27㎡）	**630円**

面積が小さいのに料金が高い

次第

1　開会あいさつ

2　南砺市の現状

3　公共施設使用料の見直し案

4　見直しのポイント

（1）時間単位予約の導入

（2）新しい減免基準と経過措置

（3）市民優先のための取り組み

5　今後のスケジュール

6　質疑応答

SDGs 未来都市
なんと

３　公共施設使用料の見直し案

（１）適正化基準に基づく見直し

平成31年3月に策定した「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準」に基づき、

- **施設ごとの料金体系の平準化**
- **公共施設の管理運営に係る使用者と市の適正な負担割合の実現**

を目指します。

３　公共施設使用料の見直し案

（２）使用料改定の基本的な考え方

①改定料金の算定方法

改定料金　＝　料金原価　×　負担割合

▽料金原価

施設の維持管理に必要な人件費・物件費・維持修繕費などの**ランニングコスト**

※イニシャルコスト（施設建設費、用地取得費等）は含まない

▽激変緩和措置

市民生活への影響を鑑み、原則、**改定料金は現行使用料の1.5倍（150%増）**を上限とします。

3　公共施設使用料の見直し案

（２）使用料改定の基本的な考え方

②サービスの性質による負担割合の設定

ア．施設使用料の負担割合

市場性 ↕ **民間での提供の可能性** ↕ **公益性**	**[50%]**	**[75%]** テニスコート 屋内競技場、温水プール	**[100%]**
	[25%]	**[50%]** 体育館、文化センター グラウンド、野球場	**[75%]** クレー射撃場
	[0%] 児童館	**[25%]** 社会福祉施設	**[50%]**
	必需性 ← **生活上の必要性** → **選択制**		

イ．実費負担

照明使用料、空調使用料、備品使用料等は、使用者が利益を受けることが明らかであるため、受益者負担割合を原則 100%とします。

【具体的な受益者負担の算定方法】

〔ア．個人利用（非占用利用）〕

料金原価 ÷ 年間利用者数 × 負担割合

〔イ．貸室等（占用利用）〕

「面積（㎡）あたり時間単価」× 貸室面積 × 負担割合

「面積あたり時間単価」

＝ 料金原価 ÷ 貸出可能面積 ÷ (利用可能時間×稼働率)

◆類似施設・貸室の使用料を平準化

① 体育館、文化センターなど、使用目的ごとに施設を分類
② 施設分類ごとに「面積あたり時間単価」を算出
③ 使用目的ごとに貸室等を種類分け
④ 貸室の種類ごとに面積区分を設定
⑤ 時間単価 × 面積区分 × 負担割合

公共施設使用料の見直し対象施設一覧

No.	条例名称	施設名称
1	南砺市福光福祉会館条例	南砺市福光福祉会館
2	南砺市福光青少年センター条例	南砺市福光青少年センター
3	南砺市平若者センター条例	南砺市平若者センター
4	南砺市体育施設条例	南砺市城端東部体育館
5	南砺市体育施設条例	南砺市利賀中村体育館
6	南砺市体育施設条例	南砺市井波社会体育館
7	南砺市体育施設条例	南砺市福野体育館
8	南砺市体育施設条例	南砺市福野B＆G海洋センター
9	南砺市体育施設条例	南砺市旅川体育館
10	南砺市体育施設条例	南砺市福光体育館
11	南砺市体育施設条例	南砺市福光西部体育館
12	南砺市体育施設条例	南砺市福光東部体育館
13	南砺市体育施設条例	南砺市城端温水プール
14	南砺市体育施設条例	南砺市福光プール
15	南砺市体育施設条例	南砺市利賀グラウンド
16	南砺市体育施設条例	南砺市旅川グラウンド
17	南砺市体育施設条例	南砺市福光総合グラウンド
18	南砺市体育施設条例	南砺市福光屋内グラウンド
19	南砺市体育施設条例	南砺市いなみ木彫りの里テニスコート
20	南砺市体育施設条例	南砺市福野テニスコート

No.	条例名称	施設名称
21	南砺市体育施設条例	南砺市城南スタジアム
22	南砺市体育施設条例	南砺市城南テニスコート
23	南砺市体育施設条例	南砺市城南ターゲットバードゴルフ場
24	南砺市体育施設条例	南砺市城南野外ステージ
25	南砺市体育施設条例	南砺市城南屋内グラウンド
26	南砺市体育施設条例	南砺市井口屋内グラウンド
27	南砺市いなみ交流館ラフォーレ条例	南砺市いなみ交流館ラフォーレ
28	南砺市福光福祉の家条例	南砺市福光福祉の家
29	南砺市福光会館条例	南砺市福光会館
30	南砺市城端老人福祉センター条例	南砺市城端老人福祉センター
31	南砺市クレー射撃場条例	南砺市クレー射撃場
32	南砺市旅川福祉交流館条例	南砺市旅川福祉交流館
33	南砺市福野文化創造センター条例	南砺市福野文化創造センター
34	南砺市井波総合文化センター条例	南砺市井波総合文化センター
35	南砺市井波農村環境改善センター条例	南砺市井波農村環境改善センター
36	南砺市城端伝統芸能会館条例	南砺市城端伝統芸能会館
37	南砺市井口カイニョと椿の森公園条例	南砺市井口カイニョと椿の森公園
38	南砺市交流センター条例	南砺市上平交流センター
39	南砺市交流センター条例	南砺市利賀交流センター

【施設分類ごとの改定単価案】〈施設分類〉（負担割合）

＜体育館＞（50%）　面積区分はバドミントンコート250㎡(310円)　（円/時間）

対象施設/施設名称	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
福野体育館アリーナ1/10面ほか アリーナ250㎡（バドミントンコート1面）	**310円（620円）**	210円	148%
福野体育館アリーナ1/2面ほか （バスケットボール1面、バレーボール1面、ソフトテニス1面） アリーナ1,000㎡（バドミントンコート4面）	**1,240円（1,240円）**	840円	148%
井波社会体育館大体育館全面ほか （フットサル1面、バスケットボール2面、バレーボール3面） アリーナ1,500㎡（バドミントンコート6面）	**1,860円（3,720円）**	1,260円	148%
体育館（個人利用） ※１回あたり（非占用） 福野体育館、井波社会体育館、福光体育館ほか	**210円（420円）**	210円	-

【施設分類ごとの改定単価案】〈施設分類〉（負担割合）

＜グラウンド＞（50%）

（円/時間）

施設名称（面積区分）	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
福光総合グラウンド、城南スタジアム、旅川グラウンド	**1,440円（2,880円）**	1,050円	137%
夜間照明施設使用料（負担割合：100%）	**1,560円（3,780円）**	1,040円	150%
福光総合グラウンド（個人利用） ※１回あたり（非占用）	**150円（810円）**	100円	150%

【施設分類ごとの改定単価案】 〈施設分類〉 （負担割合）

＜テニスコート＞ （75%）

（円/時間）

施設名称（面積区分）	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
福光屋内グラウンド、城南屋内グラウンド テニスコート（屋内） １面	**760円 （1,010円）**	520円	146%
城南テニスコート、福野テニスコート テニスコート（屋外） １面	**310円 （410円）**	310円	-
夜間照明施設使用料（負担割合：100%）	**780円 （1,890円）**	520円	150%

＜温水プール＞ （75%）

（円/時間）

施設名称（面積区分）	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
プール1コース（25m）	**780円 （1,450円）**	520円	150%
福光プール（プール）、城端温水プール、 ラフォーレ（プール）（個人利用） ※１回あたり（非占用）	**540円 （1,710円）**	360円	150%

【施設分類ごとの改定単価案】〈施設分類〉（負担割合）

＜文化センター　福野文化創造センター＞（50%）

（円/時間）

施設名称	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
ホール	**8,010円（47,940円）**	5,342円	150%
アトリエA、アトリエC 展示室・スタジオ 50～75㎡	**840円（4,520円）**	312円	269%※
スタジオD 展示室・スタジオ 75～100㎡	**950円（6,020円）**	630円	151%※
データスペース 展示室・スタジオ 100～150㎡	**1,180円（9,040円）**	710円	151%※
セミナールーム 一般貸室 25～50㎡	**630円（3,020円）**	420円	150%

※増減率は150%を原則上限としますが、同分類の施設間における規模と料金の不均衡を是正するため、上限を超える場合があります。

【施設分類ごとの改定単価案】〈施設分類〉（負担割合）

＜文化センター　井波総合文化センター＞（50%）

（円/時間）

施設名称	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
メモリアホール	**7,430円（43,840円）**	4,950円	150%
エイトホール	**1,400円（12,060円）**	1,100円	127%
第2研修室、第3研修室 一般貸室 25～50㎡	**630円（3,020円）**	420円	150%
農事研修室、第2会議室 一般貸室 50～75㎡	**760円（4,520円）**	360円	211%※
視聴覚室 一般貸室 75～100㎡	**880円（6,020円）**	630円	140%

※増減率は150%を原則上限としますが、同分類の施設間における規模と料金の不均衡を是正するため、上限を超える場合があります。

【施設分類ごとの改定単価案】〈施設分類〉（負担割合）

＜文化センター　城端伝統芸能会館＞（50%）

（円/時間）

施設名称	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
ホール	**5,890円（32,440円）**	3,927円	150%
練習室1、練習室２ 展示室・スタジオ 25～50㎡	**730円（3,020円）**	680円	107%
会議室１、会議室２ 一般貸室 25㎡未満	**510円（1,500円）**	300円	170%※
練習室３、練習室４、練習室５ 一般貸室 25～50㎡	**630円（3,020円）**	420円	150%

※増減率は150%を原則上限としますが、同分類の施設間における規模と料金の不均衡を是正するため、上限を超える場合があります。

【施設分類ごとの改定単価案】〈施設分類〉（負担割合）

＜社会福祉施設　一般貸室＞（25%）

（円/時間）

施設名称	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
ラフォーレグループ室1ほか 貸室 25～50㎡未満	**400円（1,600円）**	392円	102%
ラフォーレグループ室6ほか 貸室 50～75㎡未満	**590円（2,440円）**	392円	151%※
旅川福祉交流館調理室 貸室 100㎡以上	**1,210円（4,840円）**	890円	136%

※増減率は150%を原則上限としますが、同分類の施設間における規模と料金の不均衡を是正するため、上限を超える場合があります。

＜社会福祉施設　温浴施設＞（25%）

（円/時間）

施設名称	改定単価案（料金原価）	現行単価	増減率
温浴施設（個人利用）※１回あたり（非占用） ラフォーレ（温浴施設）、福光福祉の家「光龍館」	**450円（1,800円）**	410円	110%

次第

1　開会あいさつ

2　南砺市の現状

3　公共施設使用料の見直し案

4　見直しのポイント

（１）時間単位予約の導入

（２）新しい減免基準と経過措置

（３）市民優先のための取り組み

5　今後のスケジュール

6　質疑応答

SDGs 未来都市
なんと

４　見直しのポイント

（１）時間単位予約の導入

「午前/午後/夜間」という帯時間から「１時間単位」へ

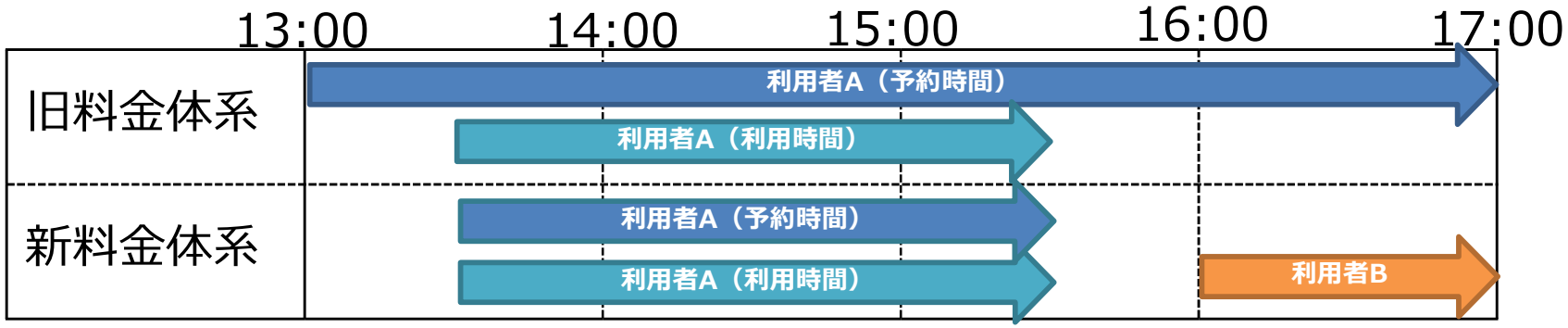
①利用実態に即した「短時間利用」の予約を可能にする

・利用者の負担軽減

・従来の帯時間に複数の利用者を受け入れること
　による稼働率の向上

②新規利用者の掘り起こし

従来利用していなかった短時間利用希望者の発掘



単価が上がっても、実際に使った「2時間」の支払いで済むため、支払総額が下がるケースもあります。

次第

1　開会あいさつ

2　南砺市の現状

3　公共施設使用料の見直し案

4　見直しのポイント

（１）時間単位予約の導入

（２）新しい減免基準と経過措置

（３）市民優先のための取り組み

5　今後のスケジュール

6　質疑応答

SDGs 未来都市
なんと

４　見直しのポイント

（２）新しい減免基準と経過措置①

従来　施設間で減免規定が統一されていなかった。

今後　統一的な基準を制定

▽**減額**（減免率：50%）
　対象　：**市民※の高齢者、障がい者、子ども（中学生以下）**
　　上記対象者が過半数所属する団体

▽**免除**（減免率：100%）
　対象　：障がい者の介助者（障がい者１名につき１名）

※市民：南砺市に在住、在学、在勤する者

４　見直しのポイント

（２）新しい減免基準と経過措置②

基準の変更に係る経過措置

新減免基準の**対象外**となる既存減免団体には、２年間の経過措置を設けます。（令和9年度は33%減額、令和10年度は16%減額）

例：Ａ施設を２時間利用する場合（現行単価＝帯2,000円/4ｈ（1時間あたり500円））1時間あたり750円に改定された場合（２時間利用）

	R8（現行料金）	R9（改定料金）	R10 （改定料金）	R11 （改定料金）
使用料	2,000円	1,500円 （750円×2ｈ）	1,500円 （750円×2ｈ）	1,500円 （750円×2ｈ）
減免対象団体	1,000円 （50%減額）	750円 （50%減額）	750円 （50%減額）	750円 （50%減額）
既存減免団体 （新基準対象外）	1,000円 （50%減額）	1,000円 （33%減額）	1,250円 （16%減額）	1,500円 （減額なし）

SDGs 未来都市
なんと

次第

1　開会あいさつ

2　南砺市の現状

3　公共施設使用料の見直し案

4　見直しのポイント

（1）時間単位予約の導入

（2）新しい減免基準と経過措置

（3）市民優先のための取り組み

5　今後のスケジュール

6　質疑応答

４　見直しのポイント

（３）市民優先のための取り組み

①市外利用者に係る使用料

市内利用を優先するという意識づけ、市外利用者割合の実態把握のため、市外利用者（市民以外の個人、市外団体）の使用料を1.2倍とします。

市内団体	●（市民）	●（市民）	●（市民）	●（市外）	●（市外）
市外団体	●（市民）	●（市民）	●（市外）	●（市外）	●（市外）

・市　　民：南砺市に在住、在学、在勤する者
・市内団体：市民が過半数所属する団体

②キャンセル料金の導入

仮予約後の直前キャンセルによる利用機会の喪失を防ぐため、下記のとおりキャンセル料金を導入します。

ア　利用日の３日前から前日まで　使用料の５０％
イ　利用日の当日キャンセル　　使用料の１００％

SDGs 未来都市
なんと

次第

1　開会あいさつ
2　南砺市の現状
3　公共施設使用料の見直し案
4　見直しのポイント
　（1）時間単位予約の導入
　（2）新しい減免基準と経過措置
　（3）市民優先のための取り組み
5　今後のスケジュール
6　質疑応答

５　今後のスケジュール

令和８年

１０月～１１月

　改定条例案のパブリックコメント

１２月

　条例案の提出（市議会）

令和９年

１月～３月

　広報なんと、市ホームページで周知

令和９年　４月　使用料改定

次第

1　開会あいさつ

2　南砺市の現状

3　公共施設使用料の見直し案

4　見直しのポイント

（１）時間単位予約の導入

（２）新しい減免基準と経過措置

（３）市民優先のための取り組み

5　今後のスケジュール

6　質疑応答

SDGs 未来都市
なんと